

県内の建設事業者の皆様へ

◆ 労働環境の確認にご協力ください! ◆

愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



特定公契約とは

愛知県が締結する契約のうち、

- ・ 予定価格 6億円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

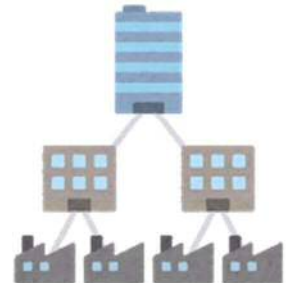
全ての契約が対象ではありません！

① 労働環境報告書の提出

提出が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）



報告の対象となる労働者は？

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。

（作業現場で直接従事しない労働者（ex. 営業職、現場監督など）を除く。）

報告の内容は？

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。

働き方改革に基づく労働関係法令の改正に伴い、報告書の内容を見直しました。

（令和2年4月1日以降に入札公告を行う契約から適用）

詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。

提出時期や提出方法は？

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。



② 賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。（下請・再委託事業者及び一人親方を含む。）

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金（報酬）単価。

- ・一人親方以外の事業者
 - …従事人数、1日（8時間）当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
（工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。）
- ・一人親方の事業者
 - …職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



提出時期や提出方法は？

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も
直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

（システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。）

③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出…
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など



連絡先は別添チラシを参照。

④ 事業者及び労働者への周知

・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。

・「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：(052) 954-6653

☆詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

